

議案第 25 号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の  
共同設置に関する規約の一部を変更する規約  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の  
共同設置に関する規約の一部を変更する規約

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定  
に基づき、別紙のとおり児童相談所を設置する特別区における措置費共  
同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する。

（提案理由）

措置費共同経理課を共同設置する特別区に品川区を加えるため、規約  
の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用す  
る同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、提出するもので  
ある。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の  
共同設置に関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に  
関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「港区」の次に「、品川区」を加える。

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。